

令和 6 年度
さいたま市文化財保護審議会
—第 2 回—

日時 令和 7 年 3 月 3 日（月） 10 時～
会場 市役所西会議棟第 5 会議室

さいたま市教育委員会

さいたま市文化財保護審議会次第

1 開 会

2 挨拶

3 議事録について

(1) 前回議事録報告

(2) 今回議事録署名委員選出

4 議 事

(1) 報告事項

ア 第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

イ 第2号 令和6年度指定文化財にかかわる申請書届出受理

ウ 第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理
業務実施報告

5 その他報告事項

6 閉会

さいたま市文化財保護審議会委員名簿

令和6年4月1日現在

	氏 名	専門分野	肩 書
1	老川 慶喜	歴史資料	立教大学名誉教授
2	大越 久子	絵画	埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員
3	小茂田 美保	天然記念物	目白大学非常勤講師
4	笹森 紀己子	考古・史跡	日本考古学会協会会員
5	重田 正夫	古文書・歴史資料	元埼玉県立文書館副館長
6	清水 亮	歴史資料	埼玉大学教授
7	会長 内藤 勝雄	彫刻・工芸品	元埼玉県立民俗文化センター所長
8	長井 まみ	保存修復	女子美術大学染織文化資源研究所研究員
9	成谷 俊明	天然記念物	元埼玉県立高校教諭
10	波多野 純	建造物	日本工業大学名誉教授
11	副会長 原 由美子	古文書	元埼玉県立文書館主幹
12	三田村 佳子	無形・民俗	民俗芸能学会理事
13	茂木 栄	無形・民俗	國學院大學名誉教授
14	山本 孝文	考古・史跡	日本大学教授
15	渡辺 洋子	建造物	芝浦工業大学名誉教授

任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議 事

(1) 報告事項

●事務局からの報告事項は以下のとおりです。

ア 第 1 号 令和 6 年度文化財保護及び保存事業の概要について

【令和 7 年 2 月 1 日時点】

1 文化財保護審議会

第 1 回「令和 6 年度文化財保護及び保存事業の概要について」他

令和 6 年 8 月 19 日

第 2 回「令和 6 年度文化財保護及び保存事業の概要について」他

令和 7 年 3 月 3 日（予定）

2 文化財の調査

(1) 指定文化財の調査

ア 市指定文化財調査

(ア) 建造物

a. 「旧蓮見家住宅」

令和 6 年 5 月 21 日

b. 「旧武笠家住宅」

令和 6 年 5 月 21 日

(イ) 無形文化財

a. 「木遣歌」

令和 6 年 7 月 21 日

(ウ) 無形民俗文化財

a. 「南部領辻の獅子舞」

令和 6 年 5 月 12 日

b. 「鹿手袋の祭ばやし」

令和 6 年 5 月 18 日

令和 6 年 7 月 14 日

c. 「駒形の祭ばやし」

令和 6 年 5 月 27 日

令和 6 年 10 月 6 日

d. 「田島の獅子舞」

令和 6 年 6 月 29 日

令和 6 年 10 月 6 日

e. 「砂の万灯」

令和 6 年 7 月 6 日

令和 6 年 7 月 7 日

令和 6 年 7 月 13 日

令和 6 年 7 月 14 日

f. 「宿の祭ばやし」

令和 6 年 7 月 13 日

g. 「神田の祭ばやし」

令和 6 年 7 月 13 日

h. 「氷川女體神社の名越祓え」

令和 6 年 7 月 31 日

i. 「岩槻の古式土俵入り（笹久保）」

令和 6 年 9 月 8 日

令和 6 年 9 月 15 日

- j. 「南部領辻の獅子舞」 令和 6 年 9 月 28 日
令和 6 年 10 月 13 日
- k. 「秋葉ささら獅子舞」 令和 6 年 10 月 19 日
令和 6 年 10 月 26 日
- l. 「日進餅つき踊り」 令和 6 年 12 月 4 日
令和 7 年 1 月 1 日
- m. 「一山神社冬至祭」 令和 6 年 12 月 21 日
- n. 「田島の獅子舞」 令和 7 年 3 月 9 日（予定）

(エ) 天然記念物

[緊急調査]

- a. 「御蔵のクマガイソウ」 令和 6 年 5 月 22 日
- b. 「十王尊の大イチョウ」「氷川女體神社社叢」
令和 6 年 9 月 24 日
- c. 「宮原の大ケヤキ」「砂の大ケヤキ」「法光寺のシイノキ」
令和 6 年 12 月 6 日
- d. 「砂の大ケヤキ」「砂氷川社のモミ」 令和 7 年 1 月 31 日

[現状調査]

北区・大宮区・中央区・桜区・緑区・岩槻区の 23 箇所 26 件の現況調査を実施

指定	指定名称	所在地	所有者	調査日	結果
市	正圓寺のドウダンツツジ	中央区	宗教法人 正圓寺	6 月 20 日	△
市	圓乗院の千代桜	中央区	宗教法人 圓乗院		△
県	妙行寺のモクコク	中央区	宗教法人 妙行寺		○
国	与野の大カヤ	中央区			○
県	大久保の大ケヤキ	桜区	宗教法人 日枝社		△
市	御嶽神社のイヌマキ	桜区	宗教法人 御嶽神社		○
市	カシワ	桜区	田島第四自治協力会		△
市	宮原小学校のセンダン	北区	さいたま市		△
市	林鐘寺のイトザクラ	桜区	宗教法人 林鐘寺	6 月 27 日	△
市	大久保神社社叢	桜区	宗教法人 大久保神社		○
市	セイコノヨシ自生地	桜区	宗教法人 身形神社		○
市	薬師堂のヒイラギ	桜区	薬師堂		△
市	大泉院のウスギモクセイ	桜区	宗教法人 大泉院		○
市	薬師堂のマキ	桜区	薬師堂		○
市	氷川参道の並木	大宮区	宗教法人 氷川神社	7 月 5 日	△
市	上小町氷川神社のモッコク	大宮区	宗教法人 氷川神社		△
市	普門院のキャラ	大宮区	宗教法人 普門院		△
市	普門院のタラヨウ	大宮区			△

市	宮原の大ケヤキ	北区	個人	7月16日	○
市	景元寺のシイノキ	大宮区	宗教法人 景元寺		○
市	大日堂のシイノキ	大宮区	宗教法人 東光寺		△
市	岩槻城跡のケヤキ	岩槻区	さいたま市		△
市	岩槻小学校のイチョウ	岩槻区	さいたま市		○
市	光秀寺のカヤの木	岩槻区	宗教法人 光秀寺		△
市	山崎の大ケヤキ	緑区	個人		△

○：概ね良好（経過観察） △：要観察 ×：要処置

(2) 一般調査

ア 建造物調査（緑区）

令和6年5月21日

イ 建造物調査（緑区）

令和6年11月20日

3 文化財保存事業（補助金交付事業）

(1) 県指定

ア 有形文化財（典籍）「紙本墨書大般若波羅蜜多經」保存修理事業

イ 史跡「大門宿本陣表門」保存修理事業

(2) 市指定

ア 無形民俗文化財「鹿手袋の祭ばやし」後継者育成・公開事業

イ 無形民俗文化財「鹿手袋の祭ばやし」後継者育成・公開事業

ウ 天然記念物「氷川女體神社社叢」樹木伐採・剪定事業

エ 無形民俗文化財「南部領辻の獅子舞」後継者育成・公開事業

オ 史跡「かね山古墳」樹木剪定・伐採

カ 無形民俗文化財「南部領辻の獅子舞」後継者育成・公開事業

キ 無形民俗文化財「南部領辻の獅子舞」後継者育成・公開事業

ク 天然記念物「十王尊の大イチョウ」樹木剪定事業

ケ 天然記念物「氷川女體神社社叢」樹木剪定・伐採事業

4 指定文化財の普及啓発

(1) 刊行物

ア 文化財時報「榎りぼーと」（第93号～第96号）

(2) web配信

ア 文化財保護年報（令和5年度）

(3) 啓発事業

ア 見沼通船堀閘門開閉実演

日時 令和6年8月21日 10時・13時（2回開催）

会場 見沼通船堀

参加者 計1,000名（午前650名、午後350名）

イ 鈴木家住宅附属建物の公開 通年（毎週土・日曜日） 臨時公開 計2日

ウ サクラソウWeeks2024

(ア) ボランティアガイド

期間 令和6年3月29日～令和6年4月14日

会場 田島ヶ原サクラソウ自生地

(イ) 桜区サクラソウ展でのパネル展

期間 令和6年4月16日～令和6年4月18日

会場 桜区役所地域活動コーナー

エ 講師派遣等

(ア) 令和6年度 関東考古学フェア遺跡発表会

日時 令和6年6月22日 10時10分～16時00分

内容 真福寺貝塚の調査成果

会場 千葉県立博物館 講堂

(イ) 浦和ガイド会「地域交流会」

日時 令和6年6月26日 10時～11時30分

内容 近世の水路交通史 <見沼通船堀>

会場 浦和コミュニティセンター集会室

(ウ) 城下町岩槻歴史散策 第1回研修会

日時 令和6年8月6日 13時30分～15時

内容 見沼開拓と見沼代用水について

会場 岩槻区役所

(エ) 第47期 富士見市民大学

日時 令和6年11月23日 10時～12時

内容 真福寺貝塚の概要と調査成果

会場 富士見市立鶴瀬公民館 第3集会室

(オ) サクラソウ講演会（新開小学校4年生対象）

日時 令和6年11月28日 9時～10時25分

内容 サクラソウの文化的価値等について

会場 新開小学校体育館

(カ) さいたま市出前講座

日時 令和6年11月29日 10時30分～11時30分

内容 さいたま市の埋蔵文化財 市内の埋蔵文化財と発掘調査

会場 浦和コミュニティセンター

(キ) さいたま市出前講座

日時 令和7年1月24日 10時～12時

内容 特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」について知ろう！

会場 桜図書館

(ク) 見沼区学のスヌメ

日時 令和7年2月26日（予定）／令和7年3月11日（予定）

内容 見沼区内の廃寺と神社の合祀／見沼区学講座

会場 大砂土東公民館／春野図書館

オ パネル展示

(ア)「田島ケ原サクラソウ自生地」四季紹介パネル展示

日時 令和7年1月8日～20日

内容 桜区PR展示へのパネル貸出

会場 そごう大宮店 3階連絡通路特設会場

(イ)「田島ケ原サクラソウ自生地」四季紹介パネル展示

日時 令和7年2月17日～21日(予定)

内容 桜区魅力再発見展へのパネル貸出

会場 桜区役所 1階地域活動コーナー

カ 市WEBサイトコンテンツによる発信

キ 文化財説明板への二次元コード貼付

ク Xでの情報発信

ケ クラウドファンディング型ふるさと応援寄附実施

日時 令和6年9月2日～令和6年11月30日

内容 国宝相当の特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」を再生
させたい！(第3弾)

結果 寄付金額 1,313,000円

5 市所有指定文化財の管理

(1) 国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」

ア 株数調査 令和6年4月5日～19日

イ 外来植物等の除去 令和6年4月1日～10月31日

ウ 田島ケ原サクラソウ自生地自然科学分析等緊急調査

(ア) 田島ケ原サクラソウ自生地自然科学分析等緊急調査検討会

令和6年9月25日(リモート開催)

令和6年11月18日(リモート開催)

令和7年2月28日(予定)

(イ) 遺伝子解析 令和6年8月～令和7年2月

(ウ) 自然科学分析 令和6年8月～令和7年2月

エ 草焼き 令和7年1月15日

(2) 国指定史跡「見沼通船堀」

ア 清掃業務、鈴木家住宅防災設備保守 通年

イ 鈴木家住宅附属建物公開に伴う管理、東縁休憩施設維持管理

通年

ウ 草刈り及び樹木剪定 令和6年5月1日～令和7年3月7日

エ 西縁再整備園路工事 令和6年9月25日～令和7年2月28日

(3) 国指定史跡「真福寺貝塚」

ア 通常管理 草刈清掃 令和6年5月1日～令和7年3月31日

イ 発掘調査 令和6年4月16日～

- ウ 指定地の水位データ計測
 エ 指定地の水道設備の設置
 (4) 県指定史跡「馬場小室山遺跡」
 ア 通常管理 草刈・樹木剪定

令和6年5月7日～令和7年3月10日

6 「見沼通船堀再整備事業」進捗状況

(1) 見沼通船堀再整備事業の進捗

今年度は、西縁園路の一部区間の再整備工事を実施している。

(2) 来年度以降の計画

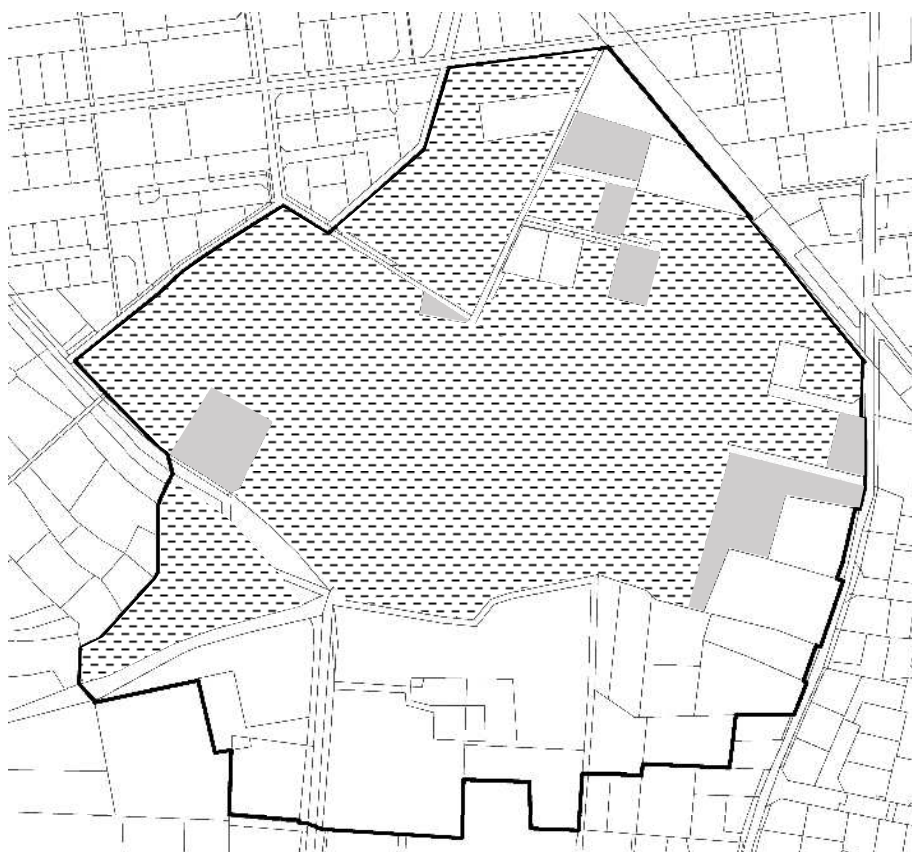
令和7年度に西縁園路の未着工部分の再整備工事を実施し、令和8年度に案内板等の再整備を実施するとともに事業報告書を刊行して、再整備事業の完了を目指す。

再整備工事年次計画

事業年度 整備内容	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
東縁休憩施設改修	●											
東縁閘門復元		●	●									
東縁堤塘整備		●	●									
東縁園路整備				●	●				●			
西縁閘門復元						●※	●	●				
西縁堤塘整備						●※	●	●				
西縁園路整備										●	●	
案内板等整備												●
報告書作成												●

※令和2年度は契約のみ

7 「真福寺貝塚追加指定・公有地化事業」進捗状況



令和7年2月1日現在

-  既指定地（私有地）
-  既指定地（公有地）
-  史跡として保存すべき範囲

8 埋蔵文化財の調査及び保存

- (1) 開発事業との調整、確認調査等の実施（令和7年2月1日現在）
 - ア 窓口照会件数 3,641 件
 - イ 発掘届出・通知件数 1,057 件
 - ウ 確認調査等件数 157 件
- (2) 文化財保護法第93条に基づく指示通知件数 1,029 件
- (3) 埋蔵文化財発掘調査の実施（国庫補助事業） 5 件
- (4) さいたま市遺跡調査会による発掘調査の指導 17 件
- (5) 出土品遺物再整理・再収納（国庫補助事業）

9 埋蔵文化財の普及啓発

- (1) 土器の館の公開
- (2) 最新出土品展の開催
 - ア 展示内容：市内での最新の発掘調査成果について展示
点数：出土品及び写真パネルの展示

イ 会場・期間・入場者数

会場	期間	入場者数
市立博物館／大宮区	9月3日～9月16日 14日間	710人
にぎわい交流館いわつき／岩槻区	10月19日～10月27日 9日間	945人
コクーンシティⅡ／大宮区	11月9日～11月22日 14日間	153人
計	37日間	1,808人

(3) 市内遺跡発掘調査成果発表会

日時 令和6年9月7日

会場 さいたま市生涯学習総合センター（入場者数：112人）

(4) 真福寺貝塚発掘調査現地見学会

ア 一般市民対象

日時 令和6年11月16日 10時～、13時30分～

会場 真福寺貝塚（参加者数：283人）

(5) 資料の貸出・調査

ア 〔貸出〕馬場小室山遺跡出土資料（松戸市立博物館）など6件

イ 〔調査受入〕日向遺跡出土品など17件

(6) 発掘調査報告書の刊行

ア 国指定史跡 真福寺貝塚発掘調査概報Ⅱ（刊行予定）

イ さいたま市内遺跡発掘調査報告書第24集（刊行予定）

10 さいたま市文化財保存活用地域計画

(1) さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会

令和6年5月～6月（書面開催）／令和6年8月22日

イ 第2号 令和6年度指定文化財にかかわる申請書届出受理

【令和7年2月1日時点】

1 所有者変更届

(1) 市指定

- ア 有形文化財（古文書）「浅子家所蔵大和田村文書」
- イ 有形文化財（古文書）「小島勘太夫家文書」
- ウ 有形文化財（歴史資料）「坂東家文書」

2 所在場所変更届

(1) 市指定

- ア 有形文化財（工芸品）「高木地藏堂鰐口」

3 き損届

(1) 国登録

- ア 登録有形文化財「岩槻郷土資料館（旧岩槻警察署本庁舎・付属庁舎及び演武場）」老朽化による通用口庇落下
- イ 登録有形文化財「浦和くらしの博物館民家園展示棟（旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫）」老朽化による倉庫瓦落下

(2) 県指定

- ア 史跡「大門宿本陣表門」強風による軒先一部落下
- イ 史跡「岩槻藩遷喬館」雷雨等の影響による軒先一部茅劣化

(3) 市指定

- ア 有形文化財（建造物）「旧坂東家住宅」シロアリによる展示室羽目板食害

4 現状変更許可申請

(1) 国指定

- ア 史跡「真福寺貝塚」電柱の改修
- イ 史跡「見沼通船堀」西縁園路再整備工事
- ウ 史跡「見沼通船堀」木竹の伐採
- エ 特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」自然科学分析・保存管理行為等
- オ 特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」調査枠及び測定装置の設置等
- カ 特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」木竹の伐採・工作物の設置
- キ 特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」ナラ枯れ対策のための薬剤使用

(2) 市指定

- ア 史跡「かね山古墳」樹木剪定及び草刈り
- イ 天然記念物「氷川女體神社社叢」樹木の伐採及び剪定
- ウ 天然記念物「十王尊の大イチョウ」樹木の剪定
- エ 天然記念物「氷川女體神社社叢」樹木の剪定及び伐採

5 修理届

(1) 県指定

- ア 史跡「岩槻藩遷喬館」茅葺屋根の一部差し茅
- イ 史跡「大門宿本陣表門」木製庇の修繕

(2) 市指定

- ア 有形文化財（建造物）「旧蓮見家住宅」茅葺屋根のグシ修繕
- イ 史跡「大岡家の墓」石扉の修繕

6 公開届

指定	指定名称	公開場所	公開期間
県	(1) 安保文書 37 点うち 2 点 ア 上杉憲房感状 イ 足利高基書状 (2) 赤堀文書 2 点うち 1 点 上杉憲政安堵状（名代職安堵ニ付） (3) 書跡・典籍・古文書 紙本墨書大般若波羅蜜多經 付経櫃三口 請箱三十三口 539 卷うち 3 卷 ア 紙本墨書大般若波羅蜜多經 卷第 32 イ 紙本墨書大般若波羅蜜多經 卷第 119 ウ 紙本墨書大般若波羅蜜多經 卷第 396 (4) 斎藤家中世文書 10 点うち 5 点 ア 北条氏康感状 イ 乙千代丸判物 ウ 北条氏邦印判状 エ 北条氏邦諸役免許状 オ 北条氏邦受領書出 (5) 小室家資料 7622 点うち 1 点 北条氏邦書状 (6) 逸見家文書 11 点うち 4 点 ア [乙千代丸判物]（知行方之事） イ [乙千代丸判物] ウ [北条氏邦印判状]（竹之事） エ [北条氏邦印判状]	埼玉県立歴史と民俗の博物館	令和 6 年 3 月 16 日～5 月 6 日
県	小室家資料 7622 点うち 2 点 (1) 洋貨図録（小室家文書No.4136） (2) 当世道外遊 [瓦版]（小室家文書No.6367-4）	埼玉県立歴史と民俗の博物館	(1) 令和 6 年 7 月 13 日～9 月 1 日 (2) 令和 6 年 7 月 13 日～8 月 18 日

県	紙本著色太平記絵巻 5巻の内（巻第2） 1巻	鎌倉歴史文化交流館	令和6年 9月21日～11月30日
県	「一の谷合戦図屏風海北友雪筆」六曲一双	東京富士美術館本館企画展示室	令和6年 11月19日～12月22日
市	(1) 定（火付・火事場取り締まりの高札） (2) 定（きりしたん制禁の高札）	埼玉県立歴史と民俗の博物館	令和6年12月1日～ 令和7年11月30日

ウ 第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告【令和7年2月1日時点】

1 自然科学分析

- (1) 実施時期 令和6年4月～令和7年3月（7ヵ年計画の6年目）
- (2) 内 容 DNA解析、土壌環境の情報を得るための理化学性試験、水分調査、風速量調査、灌水実験等、自然科学分析を継続事業として実施した。
- (3) 成 果 各種調査を終え、令和7年2月28日開催の「田島ヶ原サクラソウ自生地自然科学分析等緊急調査検討会」にて、学識経験者により指導、助言をいただく。これまでの調査結果も踏まえ、サクラソウ株数の減少について考察するための、科学的データが蓄積できている。

2 サクラソウの生育状況調査

- (1) 実施時期 開花期を中心とした時期（4月）
- (2) 内 容 サクラソウの生育株数、開花株数の把握
- (3) 結 果 周辺環境の変化の把握や自生地管理の参考とした。1965年を100とした場合の令和6年（2024）の指数は54.0、開花株数はそのうちの15.8%であった。

3 自生地の植生管理

- (1) 外来植物、幼木等の除去
 - ア 実施時期 令和6年4月から令和6年10月
 - イ 内 容 指定当時に近い植生を維持するため、自生地及び自生地周辺の外来植物、幼木等の除去を行った。
- (2) 繁殖力旺盛な在来植物の間引き
 - ア 実施時期 令和6年4月から令和6年10月
 - イ 内 容 特に繁茂が著しく、自生地の植生に影響を及ぼす恐れのある在来植物について、自生地及び自生地周辺で間引きを行った。
- (3) 希少種の保護
 - ア 実施時期 令和6年4月から令和6年10月
 - イ 内 容 希少種周辺の競争植物の除去等を行った。
- (4) 火入れ
 - ア 実施日 令和7年1月15日
 - イ 内 容 火入れによって、冬枯れした植物を除去し、植生の遷移を停滞させた。
- (5) ナラ枯れ樹木の伐採
 - ア 実施日 令和6年12月
 - イ 内 容 ナラ枯れの被害を受けた樹木からの感染拡大を防止するため、指定地内の樹木で被害を受けたものの伐採を行った。

(6) ナラ枯れの感染拡大防止

ア 実施日 令和7年3月（予定）

イ 内 容 健全木にナラ枯れの被害が拡大することを防止するため、健全木に対してフィルムの巻き付け、予防薬剤の注入を行う。
被害木で、伐採されたものには、燻蒸材を用い、切り株中の媒介昆虫を殺虫し、生存しているもの拡散を防止するための粘着シートの設置を行う。

4 補完地の管理

(1) 外来植物の除去

ア 実施時期 令和6年4月から令和6年10月

イ 内 容 補完地及び補完地周辺の外来植物の除去を行った。

(2) 刈払い

ア 実施時期 令和7年1月10日

イ 内 容 冬枯れした植物の刈払いを行い、植生の遷移を停滞させた。

参考資料

令和6年度第1回さいたま市文化財保護審議会 議事録

令和6年度第1回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和6年8月19日（月） 14時00分から16時00分まで

2 場 所 ときわ会館3階第3会議室

3 出席者名

【委員】

所 属 等	分 野	氏 名	役 職
立教大学名誉教授	歴史資料	老川 慶喜	
埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員	絵画	大越 久子	
目白大学講師	天然記念物	小茂田 美保	
日本考古学会協会会員	考古・史跡	笹森 紀己子	
元埼玉県立民俗文化センター所長	彫刻・工芸品	内藤 勝雄	会長
女子美術大学染織文化資源研究所研究員	保存修復	長井 まみ	
元埼玉県立高校教諭	天然記念物	成谷 俊明	
日本工業大学名誉教授	建造物	波多野 純	
元埼玉県立文書館司書主幹	古文書	原 由美子	副会長
國學院大學教授	無形・民俗	茂木 栄	
日本大学教授	考古・史跡	山本 孝文	
芝浦工業大学名誉教授	建造物	渡辺 洋子	

【事務局】

所 属 名	職 名	氏 名
生涯学習部	部長	佐野 公子
文化財保護課	課長	小林 昌彦
文化財保護課	課長補佐	澤柳 秀実
文化財保護課 文化財保護係	課長補佐兼係長	磨田 顕寛
文化財保護課 埋蔵文化財係	係長	吉岡 卓真
文化財保護課 史跡整備係	係長	井上 拓巳
文化財保護課 文化財保護係	主査	村井 貴博
文化財保護課 文化財保護係	主任	渡辺 竜行

4 欠席者名

【委員】

所 属 名	分 野	氏 名
元埼玉県立文書館副館長	古文書・歴史資料	重田 正夫
埼玉大学准教授	歴史資料	清水 亮
日本民俗学会評議員	無形・民俗	三田村 佳子

5 議 事

(1) 報告事項

第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

記

(1) 報告事項

第1号 令和6年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

- ・第1号について、資料4ページから6ページにて報告（事前送付にて当日は説明省略）
- ・第2号について、資料「議事（1）報告事項 イ 第2号」にて報告
- ・各号について事務局に対し以下のような意見等があった。

（波多野委員）

第1号に含まれていない部分について、建造物担当の審議会委員として協力し実施した建造物調査に関する調査結果、その後の進捗状況の共有がされていないように思われるので、改善してほしい。

直近では今年５月に実施した民家園の建造物調査であり、茅葺屋根の葺き替え等修繕案に関し予算等の制約の中でどのように進めていくのが適切かを念頭に調査を行ったのだが、その後どのような考え方、内容で修繕に向かっているのかいないのか伝わってこず、文化財の修繕という課題の解決に向けて一緒に進んでいこうとする者同士として改善を求めたい。洞雲寺の山門に関する、解体されたことをもって指定解除とするのか、部材として指定のままとするのかの議論、岩槻城の黒門の修繕等も含め、積み残しの課題の対応も求められる。

（事務局）

調査後の進捗状況については報告できるように体制を整えていきたい。

現状伝えられる範囲では、民家園に関しては修繕の方向性を予算要求含め検討を進めており、洞雲寺の山門に関しては移設を含め検討を進めており、岩槻城の黒門に関しては市の所有である中で修繕の優先順位の整理を進めているところである。

（波多野委員）

文化財行政は一般的に今日明日困るような行政分野として受けとめられにくい立ち位置にある中で、さいたま市で予算が確保できないという理由で修繕等必要な対応が実施、検討されない状況が常態化してしまっているように思われ、この由々しき状況の改善が急務であることを伝えたい。

（内藤会長）

さいたま市が文教都市を名乗る中で、文化財行政の予算が少ないように思われる。県指定の紙本墨書大般若波羅蜜多經をとっても、県と市で補助するバランスがあるとはしても、全６００巻を１０年２０年かかるペースで修繕を進めるような状況はいかがなものか。政令指定都市の中でさいたま市は文化財の数は上から数える順位で文化財に関する予算規模は下から数える順位とも聞くと、文化財に指定して終わりではなくそこから先を所有者と一緒に取り組んでいけるように、予算についてしっかり考える必要がある。

また、文化財行政を考えるにあたって、悉皆調査を行うことが難しいのは理解できる中で、審議会委員が市内の文化財について担当分野に限っても知る機会がなかなかないのは改善が望まれる。合併前は市内の文化財を訪れる機会を行政側で作っていたが、何らかの方法で市内の担当分野の文化財を定期的に見ることができるとの機会を検討してもらえれば。

（内藤会長）

第２号について、事務局より説明を。

(事務局)

本計画については、令和５年度第３回の審議会でもいただいた皆様の意見に基づき素案の修正を行い、今年の６月議会の文教委員会にて本計画を策定中である旨を説明、文化庁との協議や７月にかけてパブリックコメントを実施のうえ、修正を反映し今回の素案に至っている。今後は、文化庁への８月中の仮申請を経て、本申請に向かう想定。文化庁への申請の中で各種修正が想定される中で、今回は素案の報告という形としながら、各委員の意見をいただければと考えている。

令和５年度第３回審議会での意見を受けての具体的な修正点について以下説明する。

清水委員の意見を受け、「地域」と「行政区域」の使い分けを明確にした取り扱いに関し、本計画序章第１節に「本市域の範囲で」と文言を追加した。

重田委員の意見を受け、岩槻藩歴代藩主の表の取り扱いについて、素案５５ページの表で記載を整理し、表を小さめの取り扱いとした。また、同委員の意見を受け、歴史文化遺産としての美術工芸品（古文書）の中での「永田家文書」のみ大きく取り扱われている部分に関し、同委員に確認のうえ、素案８４ページにて緑区三室村の「関野家文書」と浦和区上木崎村の「市川家文書」を追加した。

笹森委員の意見を受け、「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」、「古代（古墳～平安時代）」という小見出しの並びの整合性の疑義に関し、素案４６ページから５０ページにおいて「原始」、「古代」、「中世」という並びの中で、「原始」の中に「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」という位置付けに修正した。

山本委員の意見を受け、本計画の計画期間を素案１４ページにて令和１２年までに修正した。

(波多野委員)

第２号の資料は事前配布ではなく当日資料となった中で、次々説明されてもポイントを押さえて理解し議論することは難しい。

(笹森委員)

素案８５ページ「つまみ」の記載について、以前にメールで修正をお願いしたが修正されていない。

(事務局)

修正する。

(内藤会長)

修正期限が今月中であれば、素案について今日議論するのではなく、素案を持ち帰ってもらい、今月何日までに意見を募る形にしなければ収拾がつかないのではないかと。

(事務局)

8月30日までに文化庁に素案を提出する必要がある中で、今日から10日間設け8月29日までに委員の皆様のご意見をいただければ。

(波多野委員)

素案のデータはいつもらえるのか。

(事務局)

散会後にメールする。

(内藤会長)

今配布されている紙資料を残りの委員分も配布してもらえればいい。

(事務局)

全委員に行き渡るよう紙で配布する。

(老川委員)

「歴史文化遺産」の定義が曖昧であり、文化財の定義もぼやけてしまうのではないかと。「歴史文化遺産」は文化財と別カテゴリーということによいか。

また、盆栽がどこに含まれていくのかがわかりにくい。

(事務局)

「歴史文化遺産」については、当初、「未指定」文化財という整理もあったが、「未指定」の言葉で「指定」への期待を持たせ過ぎないように、また、「未指定」が前提とする「指定」文化財のいずれのカテゴリーにも含まれずに地域に眠っている「市の宝」を地域総がかりで大切にしていければ、という本計画の考えの中で「歴史文化遺産」という整理に至っている。「歴史文化遺産」は指定・登録等文化財、未指定文化財、歴史文化遺産を含む概念である。

(内藤会長)

市の中で連携が難しい中で、市長部局の大宮盆栽美術館や岩槻人形博物館にどのようなものがあるのか、教育委員会の文化財保護課の審議会委員としては知ることができておら

ず、指定に至っていないものもあるかと思われる。その中で、盆栽や人形を「歴史文化遺産」として括ろうとするから、どこに位置付ければいいのか問題になってくるのではないか。「歴史文化遺産」を「歴史・文化遺産」とすると、「歴史」の部分に不必要に紐付けられず、「文化遺産」で括って、盆栽や漫画、人形等を含められるのではないか。

(事務局)

盆栽に関しては、「歴史文化遺産」の概念図において「芸術」の中に位置付けている。

(大越委員)

岩槻人形博物館の所蔵する人形について、指定とされる場合は有形文化財が想定される中で、産業として人形を全体的に捉えていくのか、個体の人形として捉えていくのか、混同されているように思われる。

全体の議論として、指定文化財に含まれないものをすくい上げる試みには賛同する中で、「芸術」という分類の中に「美術」という分類を設けられれば、生活に近しく裾野が広がり、分類について考えやすくなるのではないか。

(事務局)

「歴史文化遺産」の中で、「芸術」の分類の中に本市を代表する構成要素として「盆栽や漫画、人形、文学等」と表現している。

(内藤会長)

大宮盆栽美術館や岩槻人形博物館が歴史文化遺産の保存・活用の推進体制に入っている中で「美術」という概念を加えるのは一定の意義があるように思われる。ただ、8月30日までに文化庁に素案を提出する必要があるならば、現時点で概念を追加するような議論は可能なのか。

(事務局)

文化庁と何回も協議のうえ今回の素案に至っている中で、概念を追加することが可能か検討する。

(内藤会長)

「美術」の件も含めて、審議会委員の意見について全て文化庁に協議して修正を反映して、というのは8月30日までに間に合わないの、大きな論点は文化庁に協議しつつ、必ずしも大きくない論点は事務局として検討し決定するのが望ましいのではないか。

(事務局)

事務局で決定できることは早急に決定する。

(波多野委員)

文化庁との協議等のうえ修正の可否もあるかと思うが、パブリックコメントも含め意見が出されているものに対して、ちゃんと説明できる形で検討、修正反映を進めるべきと考える。

(渡辺委員)

本計画の策定協議会の流れについて共有すると、令和6年度第1回の書面会議での意見が5月2日までで募られ、それを受けての事務局からの回答が素案修正版として7月11日になされ、令和6年度第2回の会議が8月22日に開催となっている。

今月末の文化庁素案提出に向けて考慮しなければならないものとして、今回の審議会での意見が1つ目、策定協議会の意見が2つ目、パブリックコメントが3つ目、文化庁からの約300の指摘事項を4つ目とすると、それらを踏まえ検討、修正反映のうえ、8月30日までに文化庁提出となる。4つ目までを取りまとめ、それぞれの論点に対して異なる趣旨の意見が出された場合の調整も必要となる中で、最終的に修正反映する調整については、事務局に一任でよろしいのではないかとと思われる。

なお、策定協議会当日に素案を見ても、提出した意見と照合できないので、8月22日の策定協議会の委員に対しても、素案データを今日共有してもらいたい。

(山本委員)

今回、素案の報告となっているが、本計画について策定協議会がある中で、この審議会の今回の意見の調整が難しいのではないかと感じる。

また、本計画の運用面としても、本計画に含んだものは取り組んでいく必要が生じる中で、現実的にどこまで本計画に含めるべきなのか、という検討も難しいのではないかと感じた。

(渡辺委員)

「美術」は未指定を含めた「文化財」に括られるものとして考え、芸術は「歴史文化遺産」の中に括られる、という位置付けの回答になるのではないかとと思われる。

(内藤会長)

この時点で、という論点であるのは確かな中で、事務局としての姿勢、決定を強く望む。

(事務局)

今回、文化庁提出前の素案報告と考えていたが、修正反映できていなかった意見があった中で、明らかな間違いについていただいた意見の修正反映を行う。

(茂木委員)

素案 12 ページから 13 ページの①から⑤の定義は文化庁の定義か。

※補完追記

- ・当該ページは、「第3節 計画の対象」(1) 計画の対象となる用語の定義
- ・①から⑤は、①指定・登録等文化財②文化財③歴史文化遺産④周辺環境⑤歴史文化

(事務局)

②の「文化財」の中の「未指定の文化財」という言葉は文化庁の定義であり、③「歴史文化遺産」、④「周辺環境」、⑤「歴史文化」については、文化庁と協議のうえの定義である。

(波多野委員)

誤植のような明らかな間違いについての修正意見のみ提出し、内容についての修正意見はこの段階に至る中で提出はしない、という認識でよいか。

(内藤会長)

そうわれる。

(渡辺委員)

本計画の策定協議会での素案修正意見についても、8月29日までの意見提出に向けて審議会各委員の参考にしてもらえるよう事務局に手配してもらえれば。

(事務局)

素案紙資料と合わせて配布する。

(内藤会長)

他に意見がなければ、事務局は意見を参考に進めるように。

以上をもって、進行を事務局に戻す。

(渡辺委員)

本計画の巻末掲載想定資料編を見せてもらえるか。見せてもらえるなら、審議会各委員の参考にしてもらえるよう事務局に手配してもらえれば。

(事務局)

資料編については、文化庁への8月中の仮申請を経て、本申請までにまとめるよう伝えられているが、現時点のものとして審議会各委員にメールで送付する。

8月29日までに文化財保護課磨田または澤柳までメール、FAXまたは電話にて、事実誤認や誤字脱字について意見をいただいたうえで、素案の方向性に基づき本計画を進めていきたい。

これをもって審議を終了した。

以上